

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーションや事業承継支援を通じて、取引先との新たな連携の創出に取り組みます。）
主に台湾からの訪日外国人旅行者（個人・団体）を対象に、日本国内の宿泊、交通、ガイドなどの手配・運営を行う旅行サービスを提供しております。これにあたり、地域の宿泊施設、観光施設、バス会社、ガイド事業者等と連携し、円滑な旅行運営と地域観光の促進に取り組んでいます。
- b. IT 実装支援（必要に応じてデータ活用やサイバーセキュリティ対策の助言、IT 人材育成の支援を行います。）
- c. 専門人材マッチング（地域振興や観光事業の推進に必要な人材の育成・マッチングを支援します。）
- d. グリーン化の取組（自然環境保護やエネルギー効率改善、資源の有効活用など、持続可能な社会の実現に貢献します。）
- e. 健康経営に関する取組（従業員の心身の健康を重視し、健康診断やスポーツ活動（サイクリング、スキー、ハイキング等）への参加を積極的に促進します。）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には割引料等の負担を求めず、支払サイトは 60 日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

その他（任意記載）

当社は、地域社会の文化継承や観光振興への貢献を通じ、サプライチェーン全体での共存共栄の実現を目指します。また、従業員育成や教育機会提供を通じて、社員一人ひとりの成長を支援します。

令和 7 年 9 月 29 日

昇龍株式会社

企 業 名

代表取締役 傅 正功

役職・氏名（代表権を有する者）